

様式第 1 号（第 3 条関係）

【足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」】会議録

会 議 名	足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」 (令和 6 年度第 3 回)
事 務 局	子ども家庭部 子ども政策課
開催年月日	令和 6 年 1 0 月 1 7 日（木）
開 催 時 間	午後 2 時～
開 催 場 所	足立区役所 中央館 8 階 特別会議室
出 席 者	(計 2 9 名) (部会員) 齊藤多江子、小林尚子、片野和恵、馬場新太郎、石鍋一男、 笠井健、久米浩一、伊東貴志、楠山慶之 (特別部会員（意見表明者）) 小谷博子、中嶋篤子、高祖常子、三浦昌恵、首藤広行、田島のぞみ (事務局) 子ども政策課長 (関連部署) 学童保育課長、保健予防課長、こども家庭相談課長、 子どもの貧困対策・若年者支援課長、支援管理課長 私立保育園課長、幼稚園・地域保育課長、保育・入園課長、 青少年課長、多様性社会推進課長、親子支援課長、 東部道路公園維持課長、西部道路公園維持課長 (敬称略)
欠 席 者	西方榮、山口真弘、住谷恵子
会 議 次 第	別紙のとおり
資 料	議事内容（議事要点・決定事項・調査事項・問題点・特記事項・次回予定・その他） 1 審議・調査事項 (1) 第 3 期足立区子ども・子育て支援事業計画（素案）について ＜子ども政策課＞ 2 報告事項 (1) 令和 5 年度あだちっ子歯科健診の実施結果について ＜子ども政策課ほか＞ (2) 足立区民設学童保育室の選考状況について ＜学童保育課＞

	3 情報連絡事項 (1) 足立区こども計画審議会の進捗状況及び今後のスケジュールについて <あだち未来支援室・子どもの貧困対策・若年者支援課> (2) 足立区特定不妊治療費（先進医療）助成のオンライン申請及び郵送申請の開始について <保健予防課> (3) 都内助産所における妊婦健康診査受診票の使用開始について <保健予防課> (4) 令和5年度児童家庭相談及び令和6年度要保護児童対策地域協議会代表者会議の概要について <こども家庭相談課>
そ の 他	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

安部子ども政策課長

皆さん、こんにちは。

定刻少し前ではございますが、皆さんおそろいになりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会にご出席いただきましてありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます子ども政策課長の安部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

座って進行させていただきます。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は事前に郵送させていただいておりますが、お持ちでしょうか。お持ちでない場合は事務局までお申し出ください。

また、本日、机上に配付させていただいている資料でございますが、まず別紙1として、子ども支援専門部会の委員名簿、あと別紙2といたしまして、事前質問に対する回答等を別紙2－1から2－4まで4部ご用意をさせていただきますいております。それぞれお手元にありますでしょうか。よろしいでしょうか。

このほかに、第2期足立区子ども・子育て支援事業計画、こちらの冊子ですね、こちらを置かせていただいております。

以上が本日の資料でございます。

議事の進行につきましては、従来どおり、審議・調査事項と報告事項のみ事務局より説明をいたします。

情報連絡事項に関する案件は、事前にご覧いただいていることを前提に説明を割愛させていただきますが、一括質疑のお時間を設けさせていただきますので、ご質問等はそのときによりよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより子ども支援専門部会を開催いたします。

この専門部会は、足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会設置要綱第5条第1項により、過半数の出席により成立いたします。

現在、過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

また、本日の会議は、足立区地域保健福祉推進協議会公開要綱に準じて、傍聴席をご用意しております。会議中は、録音、写真、ビデオ撮影等は禁止となっておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議事の円滑な進行に、何とぞご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

ご発言いただく場合は、恐れ入りますが、お手元のマイクボタンを押していただき、お名前をいただいてからお話しいたきますようお願いいたします。話し終えましたら、再びマイクを押していただければと思います。

それでは、齊藤部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

齊藤部会長

こんにちは。本日もよろしくお願いいたします。

本日の案件は、審議・調査事項が1件、報告事項が2件、情報連絡事項が4件となっております。

本日の会議終了時刻は午後3時を予定しております。各項目のご審議に当たりまして、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議事の進行につきましては、審議・調査事項と報告事項のみ事務局よりご説明いただきます。

また、各案件に対する事前質問への回答は、その都度説明いただきます。

それでは、審議・調査事項1、第3期足立区子ども・子育て支援事業計画（素案）についてを安部子ども政策課長より説明をお願いいたします。

安部子ども政策課長

子ども政策課長の安部でございます。改めてよろしくお願い申し上げます。

資料につきましては、右上、審議・調査事項1と書いてある資料の1ページ目、あと、お手元に別添1と書かれている第3期足立区子ども・子育て支援事業計画（案）という資料をご用意ください。

件名につきましては、第3期足立区子ども・子育て支援事業計画（素案）について、所管部課名は記載のとおりでございます。

足立区では、子ども・子育て支援法に基づきまして、平成27年3月に足立区子ども・子育て支援事業計画を策定しております。5年に一度見直しを行っております。今年度は、今、第2期が走っていますが、その第2期の最終年となっております。現在、第3期に向けて改定作業を進めておりますが、このたび素案がまとまりましたのでご報告をさせていただきます。

資料1ページの項番1をご覧ください。

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間という形になっております。内容と実態に乖離がある場合は、適宜中間見直しを行いたいというふうに思っております。

続きまして、計画の構成についてでございます。

別添1の資料をご用意ください。

こちら（案）ですが、1枚めくっていただきますと、見開きで目次になっております。第1章から第5章までの構成という形になっております。

次ページめくっていただきまして、こちらからが第1章ということで本編がスタートという形になります。

第1章につきましては、計画の策定の背景であるとか、これまでの取組等を記載しております。

続いて、9ページをご覧ください。

9ページから第2章ということで、こちら前回の部会でご報告させていただいたニーズ調査であるとか様々なデータを基に、区の現状であるとか課題の記載をしております。

続いて、29ページをご覧ください。

こちら29ページから第3章ということで、計画の基本理念、基本目標を記載しております。

めくっていただいて、30ページをお開きいただけますでしょうか。

当計画の体系について簡単にご説明いたします。

当計画の基本理念は、「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」ということで、下4つの視点に基づきまして施策体系を構築しております。

2つの施策群、ちょうど真ん中ぐらいですね、1、家庭・地域と連携し、子どもの学びを育むというものと、2つ目、妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支えるという2つの施策群に分けておりまして、それぞれ4つの施策がぶら下がっているという構成になっております。

続きまして、35ページをご覧ください。

ここから各施策の具体的な取組という形になります。そのまま次ページをめくっていただくと、見開きという形で各施設の取組を記載しております。このページでいうと、施策1-1、子どもの心身の健全な発達の支援について、36ページの左上にあります。この施策に対して、上段に、左側に成果指標、

右側に成果を構成する主な事務事業を記載しておりまして、下段に現状、課題を達成するための取組を矢印が左から右に流れるような形で掲載をしております。

以降、同じ構成で各施策の取組の説明をしているという形を取っております。

このままずっと施策が続きます、53ページ以降に資料編という形で様々な資料を載せているという形で、今回の事業計画は策定を進めているところになります。

計画の構成についての説明は以上となりまして、再度、説明資料の1ページにお戻りいただけますでしょうか。

2番、今後のスケジュールでございます。

こちらの計画につきましては、11月にパブリックコメントを実施して、その結果を12月の当部会でご報告をいたします。令和7年2月の同じく当部会におきましてもう一度ご確認いただいた上で、今年度中に完成させたいというふうに考えております。

説明は以上となります。

続いて、各委員からご質問いただいておりますので、回答をさせていただきます。

まず、田島委員からのご質問です。今回、机上配付しております別紙2-1の資料の2ページ目をご覧くださいでしょうか。

まず、③番について学童保育課から回答をさせていただきます。

蜂谷学童保育課長

学童保育課長の蜂谷と申します。よろしくお願いたします。

着座にて失礼いたします。

③番のご質問でございます。ご質問ありがとうございました。

審議・調査別紙1-1、別添1につきまして、18ページの待機児童の数が令和5年度よりも47.5%増加したとのことですが、

来年度はどれくらい待機児が増加すると把握されていますかといった趣旨のご質問でございました。また、その後どうなったかについて把握していますかというご質問でございます。

これにつきましての回答でございますが、待機児童数につきましては、今年度は388名ということでございましたけれども、各ご家庭の事情が影響するため、なかなか予測することは困難というふうに考えております。しかしながら、今の保育需要等も考えますと、また引き続き増加するものというふうには認識をしているところでございます。

また、現在の体制におきましては、待機児になったご家庭に対する追跡調査、こちらはできてございません。ただ、これについてはこちらのほうとしても問題ということで認識をしておりますので、今後、学童保育室が待機になったご家庭に対しては、別の放課後の居場所であるとか、そういったところもご案内できるように努めるとともに、何かこういった把握できるような体制を構築していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

安部子ども政策課長

続きまして、④番について、こちらは所管は支援管理課ですが、私のほうから回答させていただきます。

同じく別添1の40ページの現状1の②のところで、保健センターでの相談やこども支援センターへの来所、電話相談が令和2年と比べると1,630人増加したとあり、特に増加に伴い、こども支援センターげんきで相談できるまでの時間がかかるようになったと思いますということで、需要に対して人員の整備はどうかという質

間でございます。

こちら、相談の枠を広げるために、相談員と心理員の人員を増やしております。現在、未就学児の相談の予約までの期間は緩和をしてきているという形になってございます。

続いて、⑤番でございます。こちらは保健予防課から回答させていただきます。

三品保健予防課長

保健予防課長の三品でございます。よろしくをお願いします。

座って説明させていただきます。

質問の内容は、40ページの課題で、幼児経過観察健康診査の受診率向上を図りながら早期発見、早期支援に努め、同時に保護者の理解を深める必要があると書いてありますけれども、区で保護者の理解を深めるために具体的に行っている施策、対策はありますかという質問でございます。

回答させていただきます。

通常健康診査、それから家庭訪問、各種相談などを行っておりますけれども、異常などの早期発見のために経過観察健康診査を実施しています。未実施者に対しましては、地区担当の保健師がございますので、個別に連絡させていただきまして、経過観察健康診査の重要性について理解を深められるように個別にフォローを行っているところでございます。

安部子ども政策課長

続きまして、⑥番について、こちらは地域文化課が所管ですが、私のほうから回答させていただきます。

ギャラクシティが休館に入ることによって、令和9年度から11年度まで大規模改修による休館の予定になっていますが、その間の文化芸術に関する体験機会創出の方向等

の検討は現時点でどのような考えでありますかということでございます。

ギャラクシティで実施している事業のうち、出張プラネタリウムやストリートピアノ、子供たちの活動であるGがくえんやこどもみーていんぐなど、他施設やアウトリーチにより継続ができる可能性がある事業を洗い出し、割り出して、事業実施の必要性を精査していくとともに、指定管理者が不在になることから、実施方法等も含めて検討していきたいというふうに考えております。

そのご意見をいただいております。こちらのご意見に対する回答につきましては、今申し上げたとおり、ギャラクシティの事業のうち、他施設やアウトリーチにより継続できる可能性がある事業を割り出して、事業実施の必要性を精査していくとともに、実施方法等も含めて検討していきたいというふうに思っております。

続いて、4ページ目でございます。

⑦番について、最後、保健予防課から回答させていただきます。

三品保健予防課長

では、保健予防課から説明させていただきます。

質問の内容は、44ページの成果指標のナンバー1の子育てを楽しいと感じる割合の令和5年度の数値が74.7%に対して、この先ですね、令和11年度の目標数値は77.5%とありますが、この間いろいろな子育て施策を行うのに、この数値を目標値として設定された理由、根拠は何ですかというものでございます。

お答えさせていただきます。まず、国の行っている事業なんですけれども、こども未来戦略の加速化プラン3.6兆円というのがあったりとか、あるいは東京都のとうきょうマ

マパパ応援事業などのほか、区においても伴走型相談支援事業とか産後ケアなどの様々な子育て支援策、各種相談事業を実施しているところです。

さらに、経済的な支援というのも行っておりまして、育児不安解消によって子育てが楽しいと回答する人の割合が毎年0.5ポイントずつ増加することを期待しまして、目標値を77.5に設定したものでございます。

以上でございます。

安部子ども政策課長

田島委員からのご質問は以上になりましたので、次に中嶋委員からご質問をいただいておりますので、同じく回答させていただきます。

別紙2-2をご覧ください。

まず、①と②について、保育・入園課から回答させていただきます。

柳瀬保育・入園課長

保育・入園課長、柳瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入ります、着座にてご説明させていただきます。

このたびはご質問いただきありがとうございます。

まず、1点目でございます。政府が2026年度に全国導入を予定しているこども誰でも通園制度について、どのような制度なのかということと、足立区としてどのように導入しようとしているのかというご質問でございます。

回答でございますが、このこども誰でも通園制度の概要でございます。生後6か月から満3歳未満の児童を対象といたしまして、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに時間単位等で利用できる、新たな通園の給付の制度となっているものでござ

います。

続いて、区の考えですが、この利用の上限についてですが、令和8年度からこの制度を導入いたしまして、8年度、9年度の2年間、2か年度に関しましては、国が示しております経過措置期間の考えを取り入れまして、補助基準上の上限時間としては、8年度、9年度2か年度は3時間、それから令和10年度からは月に10時間を想定しているところでございます。

次に、実施方法ですが、今後調整が必要となってくるものでございますけれども、現時点ではこちらの表に示させていただいており、それぞれの保育施設の種別ごとに、一時保育の枠を一部使うなどの方法でこの制度のほうを実施していきたいと考えているものでございます。

続きまして、2点目のご質問でございます。

小池都知事が選挙公約をした第1子からの保育の無償化について、今後の足立区の取組の予定について教えてほしいというご質問でございます。

こちらの第1子の保育料の無償化につきましては、先般9月に、都知事が都議会第3回の定例会におきまして、この第1子無償化について、区市町村などと連携しながら具体的に検討していくとの考えが示されたところでございます。これを受けまして、区といたしましては、引き続き都の動向を注視し、足並みをそろえて対応していきたいと考えているものでございます。

以上でございます。

安部子ども政策課長

それでは、裏面をご覧ください。

③番目です。こちらは青少年課から回答させていただきます。

物江青少年課長

青少年課長、物江でございます。よろしく
お願いいたします。

説明については着座で行わせていただきます。

まずもって、ご質問いただきましてありがとうございます。

ご質問の内容としましては、放課後子ども
教室、満足度が目標値になっていますが、取
組小学校が低いと。取組小学校を上げる目標
値にしないのはなぜですかというご質問で
ございます。

回答になりますが、結論として、ありが
とうございます、活動指標として盛り込みた
いと考えてございます。理由としましては、全
小学校で放課後子ども教室を行ってござい
ますけれども、利用できない学年というのが、
前の計画のときには、1校を除き1年生から
6年生までできていました。ただ、コロナの
分散開催により利用できない学年が出てき
ておりまして、解消に向かって努力はしてい
ますけれども、いまだ56校として、全学年、
特に1年生なんか利用できない学校がご
ざいますので、全学年実施に向けて目標値に
設定して取り組んでいきたいというところ
でございます。

以上になります。

安部子ども政策課長

最後、④番について、再度保育・入園課か
ら回答させていただきます。

柳瀬保育・入園課長

保育・入園課です。

4つ目のご質問でございますが、保育施設
の保育需要に対する待機児童率について、令
和11年度にはゼロとする目標を掲げている
ということで、どのようにして目標を達成

しようとしているのかといったご質問でござ
います。

回答でございますが、保育施設の待機児童
につきましては、今年度、令和6年度4月で
5人の待機児童が発生したため、0.04%
の実績となっていたところでございます。こ
ちらについては、待機児童が出ているところ
ではございますが、区のほうで保育施設のほう
での全体の定員の空きはある状況の中で
待機児童が発生しているという状況でござ
いました。そういったことから、既存の施設、
まだ空いているところがございますので、そ
の既存の施設を最大限活用できる方法をし
っかり模索をしていく中で、待機児童の解消
を引き続き図っていきたいと考えているも
のでございます。

なお、大規模集合住宅の建築が千住橋戸町
のほうに実は予定されているところでござ
います。460戸ほどのマンションでござい
ますけれども、そちらのほうに対応するた
めに、令和8年度開所に向けて認可保育所1園
を整備する予定がございます。

以上でございます。

安部子ども政策課長

私からの説明は以上でございます。

齊藤部会長

ありがとうございました。

それでは、この案件についてご意見等はご
ざいますでしょうか。

特にございませんか。

小林委員のは後になるんですかね。

安部子ども政策課長

はい、後に。

齊藤部会長

大丈夫でしょうか。

田島委員。

田島委員

すみません、私が質問させていただいたギャラクシティの休館に関してなんですけれども、指定管理者が不在になるということなんですけれども、何か今、やよい図書館が休館になっていると思うんですけれども、何かやよい図書館も出張図書館的なことをやっているんですけれども、それは指定管理者が不在ではないということなんです。これはまた課が違うから、またやっていることが違うということになるんでしょうか。

安部子ども政策課長

すみません、ちょっと今所管が不在なので、確認はしますけれども、多分それぞれ休館中といっても、やれること、やれないことがあり、それを精査した上で、ちょっと本当に休館中で何も業務をするようなことがなければ不在になりますし、一部やれることがあればということで、多分所管で中身を精査した上で判断をしているものというふうに思われます。すみません。

田島委員

ギャラクシティも足立区の宝だと思っているので、ぜひ何とぞよろしくお願いします。

齊藤部会長

中嶋委員。

中嶋委員

小規模保育室連絡会の中嶋です。

先ほど質問させていただいて回答もいただいているんですが、ちょっと追加で確認したいことがあるのでお願いいたします。

こども誰でも通園制度については、異次元の少子化対策として政府が打ち出していて、その目的は、子育てがしやすい環境をつくるという大きな一つの目的と、もう一つ、子どもの健全な成長を促すという目的が入っています。ただの一時預かりではない。一時保育とこども誰でも通園制度はそこが大きな違いだというふうにうたっているんですが、そこで今回足立区の方針をお伺いすると、経過措置期間の間は令和8年度、9年度については1か月に3時間、それから令和10年度から1か月に10時間を想定している、そういうふうに書かれています。

例えば、私、小規模保育室を運営しているんですけれども、そこに1か月に1回だけA子ちゃんをお預かりする。しかも3歳未満児なので、決して小学生のようにすぐになじんでくれるというわけではないお子さんを1か月に1回だけ3時間だけお預かりするのは、お子さんが職員や保育園に慣れる機会もなければ、ママから離れるだけの不安と、いたたまれない気持ちを持たせる機会にならないだろうかと。せっかく政府のほうで子供の健全な成長を促すということであれば、例えば1週間に1回通っていけば、私も覚えたり、職員の顔も覚えたり、あるいはそれも1回が4時間ぐらいあれば、そういう子供にとって一つの習い事ではないけれども、勉強しに行く場所みたいな、ほかのお友達と一緒に遊ぶ、勉強する場という感じがするので、この経過期間の間の3時間はぜひとも考え直していただきたいな。

それは受け入れる側でも、月に1回、毎回泣く子を預かるのと、少しずつ慣れて、保育園のお友達と一緒に遊べて、子供の健全な成長を促す方向に働きかけられるのとでは大きな違いになるので、ぜひご検討いただきたいというふうに思います。

このモデル事業は2023年、昨年度からスタートしていて、今年度では150の自治体がもう試行的な事業を行っているということなので、そこの自治体で実施した上での課題とか問題点とか、もちろん預ける側と受け入れる側の課題、問題点を情報収集して、ぜひとも足立区ではいい形のスタートをしていただきたいなというのが1点です。

もう1点なんです、待機児をゼロにするという目標が書かれているんですが、待機児をゼロにするということは、ここに、先ほど説明の中にもありましたが、施設全体の中では定員が空いている。だけれども、例えば千住地域には全然定員が空いていなくて待機児が発生して、梅島地域に籍が空いている。じゃその千住に住んでいるお子さんに、梅島まで通ってくださいと言われて、通わせられるママパパがいるかと考えてしまうと、待機児の発生をゼロにするということは、どこにでも十二分な定数の空きを設けなきゃいけないということしかないと思うんです。

ということは、事業者は、定数は、例えば私、小規模ですと、19名が一番最大定数なんです、その最大定数を持って空きが出ると、例えばいつでも入られるように、そこを17名に抑えておきますよという場合は、17名の補助金しか出ないんです。19名分の職員配置をしておかなきゃいけないんです。つまり、運営事業者か側からすると、区が思われる、あるいは区民も思われるかもしれないけれども、待機児童をゼロにするということは、事業者側とするとすごいリスクというか、収入が入ってこない、しかも支出が出ていくということを受け入れろということなのかと思わざるを得ないんですね。

保育園ばかりが待機児を担うのではない、保育サービスは様々足立区は提供してくださっているので、そういった案内、あるいは

ベビーシッターの案内、補助金も出していらっしゃるんで、そういった形で保護者支援を行うべきで、待機児数をゼロにすることを目的とする、目標に掲げるというのはいかななものかなというふうに思います。

これは2020年の4月に認可保育所が20園できたところで、認可保育園にも小規模保育園にも定数の空きがごまんとできて、それで、その年赤字だったという保育園が、小規模だけでなく認可保育園も幾つもあったと聞いているので、ぜひとも事業運営者の運営も鑑みた目標値にしていきたいなと思います。これも意見です。

以上です。

柳瀬保育・入園課長

保育・入園課長です。

中嶋委員、ご意見ありがとうございました。大きく2つご意見をいただきました。

まず、1点目のご意見で、こども誰でも通園制度に関して、お時間のことであったり、本来の制度趣旨にのっとった足立区としてのやり方を考えてほしいという趣旨だったかと思います。

この誰でも通園制度、中嶋委員おっしゃるとおり、しっかりその趣旨を踏まえて区としても実施をしていきたいと考えているところでございます。

時間数に関しまして、3時間でどうこうという、確かにおっしゃるとおりの部分もございます。実際にご利用されることが見込まれる数等も勘案しながら決めていかざるを得ない部分等もちろんございますので、できる限りもちろん趣旨にしっかりとった形として区としては構築していきたいというところで、あくまで現時点ではこのように考えているところでございますけれども、今の中嶋委員のご意見も踏まえさせていた

だいて、制度設計をしていきたいと考えているところでございます。

それから、その誰でも通園制度の中で、今おっしゃったように、他の多くの自治体で試行的実施がされているところでございます。そのあたり、様々な課題も収集させていただきながら、情報収集をしっかりさせていただきながら制度設計していきたいと考えているところでございます。

それから、2点目の待機児童対策についてでございます。

ゼロとする目標はいかななものかという話でございます。事業者様の運営のことももちろんしっかり勘案しながら考えていかなきゃいけない問題だと、課題であると認識をしております。

先ほど、地域ごとのばらつきの中で、例えば千住と梅島のような話もございましたけれども、実際その様々な地域を見ていくと、確かに地域にばらつきはあるんですけども、一定程度それぞれの地域で今でも空いていて、何とかちょっと調整が、マッチングがうまくいけばさらに減らせるようなところもありますので、そのあたり、しっかり保護者に寄り添った対応をしていきたいと考えております。

それから、ベビーシッターの利用など、案内などもしっかり保護者支援についてしてほしいというお話でございます。これについても、待機児ゼロというのは、あくまで保護者の皆様にとって、お子さんにとってよりよい保育の場を提供するという意味での待機児ゼロでございますので、決してベビーシッターがとか、ほかの制度を利用しないという趣旨では当然ございませんので、全体のバランスの中で、保護者の皆様の要望であったり、あと事業者の皆様の運営の部分というのも非常に重要でございますので、そのあたりは

事業者の皆様のご意見等も、これまでも受け止めてきたところでございますけれども、しっかりお伺いしながら、これまでの制度のさらなる改善も図りながら、保護者の皆様にとっても、また運営者の皆様にとっても、持続的に、継続的に保育ができるような体制を整えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

齊藤部会長

ほかには。

高祖委員。

高祖委員

高祖です。

今、中嶋委員からのご意見があったところで、保育課長さんからもご説明があった、その最初の誰でも通園制度なんですけれども、これも国のほうが進めていて、いろいろなところからいろいろな話が出ているところではありますが、今のご説明だと、今この文書に書かれていますが、具体的には補助基準上の上限が令和8、9年度は3時間と書かれていますが、ここも検討して見直す可能性があるというふうに私はちょっと受け止めたんですが、そういう理解で合っていますでしょうかということと、あとはやっぱり3時間というのが本当に短くて、今、中嶋委員から情報提供をいただきましたけれども、先行的にやっているところも最初から10時間ということとスタートしているところの話しか私、聞いていなかった。聞いていなかったとか、私がキャッチした範囲だとそういう感じだったので、3時間というのを、え、何だろうというふうに思ってしまった感じなんですけど、これは足立区が3時間としているのは、予算的なところの厳しさから3時間と

いうふうになってしまっているのでしょうかというような、すみません、質問的な感じでした。

柳瀬保育・入園課長

保育・入園課長です。

まず、誰でも通園制度の時間数なんでございますけれども、現在、また待機児童の話にも関係してくるんですが、待機児がほぼゼロの状態ではあるんですけれども、まだ実際は数人であっても出てきているような状況が全体としてはございますので、まずはそちらをしっかりと保育施設のほうで受け入れた上で受け入れるという枠になってきますので、なかなか枠の確保の部分がまず必要なのが1つと、先ほど申し上げた、実際に需要がどれくらいあるのかというところを、今まだこっちの想定の中ではあるんですけれども、その枠と想定する需要との兼ね合いの中で、時間数としては、現在の想定としてはこれで考えているところでございますけれども、そのあたりも精査をさせていただきながら、実際の8年度の運営については決定をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

高祖委員

需要がどのくらいあるかというようなお話も出ましたが、先行自治体の例とかもキャッチしていただくといいかなというふうに思うんですが、募集したらもうすぐに埋まってしまったというような話もすごく聞いておりますし、あとは誰でも通園制度、本当に虐待防止というところからのそういう必要性というところでもとても大きいものだと思っておりますので、ぜひ枠の確保という話もありますけれども、ちょっと前向きに検討というか、その条件、せめて10時間

でも短いという話がすごく今出ているんですよね。だから、10時間で短いと言っているのにまずは3時間から始めるというところ自体がちょっと少しかけ離れているような気がしますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

楠山委員

子ども家庭部長です。

今のお話、3時間と10時間、時間の設定の話かと思います。これまで、誰でも通園制度、足立区はやっていなかったわけで、それをやっていなかった、もっと言うことができなかったのは、待機児が多くて保育園の枠がなかったということが現状でございます。令和8年度になってようやくできるんじゃないかということやるんですけれども、その段階で、まずは今の保育園に通っているお子さんたちを優先しないといけないので、その枠と、この誰でも通園の、ほかのところからいらっしゃる、もちろん来ていただきたいんですけれども、いらっしゃる方の枠のバランスが非常に難しく、あくまでもこれは想定で、別に3時間がいいとか5時間がいいとか、ちょっと私も今の段階では分かりませんけれども、そのバランスをちょっと考えさせていただきながら、時間設定はさせていただきたいと思います。

当然これは国が示すもの、補助の基準がそういう形になっておりますので、オールジャパンで考えているので、地方の保育園のところが東京と全く関係が違ってきますので、その自治体に合った設定の基準というのが出てくると思いますので、しばらくそこは検討させていただきたいという意味で、多分最初の導入を少なくしているのかなという印象を受けましたので、そこも含めて、まだ少し時間がありますので、時間のほうは検討させ

ていただきたいと思います。

齊藤部会長

馬場委員、何かありますか。

馬場委員

例えば、1歳児なんかが4月に新入園児で入ってくるんですけども、やはり保育園に慣れるにはかなり個人差がありまして、数日でもう慣れてけろっと遊び始める子もいれば、ゴールデンウィークが終わって5月ぐらいいまですと1日泣いているお子さんもやっぱりいるんですね。なので、特に年齢とかお子さんの性格とかそういう個人差にもよってくると思うんですけども、1日に3時間とか10時間とかというところでは、なかなか慣れていくのが難しいのかなというふうには思っています。

保育園の中で、誰でも通園制度を受けたことによって加配があるとかそういうわけではないので、1日例えば私のところの園で受けたとしても、泣いているお子さんがいれば、1人ずっとかかりっきりになってしまうんですね。なので、そこを慎重に考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

齊藤部会長

ほかに何かありますか。

小谷委員。

小谷委員

小谷です。

23ページのところで、虐待の受理件数が増えているということで、そこで終わってしまっているんですけども、実際足立区ではショートステイがされていたりとか、かなり児童養護施設に入る前の、児童相談所に行く

前のフィルター機能というか、そこでストップ機能が働いていると思うので、そのことをここに盛り込むのはどうかなと思いました。実際に、クリスマス・ヴィレッジのショートステイはかなりの稼働率で予防されていますし、あと、ひとり親の支援のところも、三浦さんのところもすごく一生懸命されていて、虐待の通報とかそういう受理とか相談を受けた後のケアもちゃんとしているということを、この報告書に盛り込むべきではないかなとちょっと思いました。

だから、その件数とかも何か入れたほうが、今のこのままだと、足立区、悪いというか、どんどん虐待が増えているよというところで、例えば発達相談も増えていてというところで報告書では終わってしまっているんですけども、ぜひそこも盛り込んでいただけたら。今だと難しいのかもしれないんですけども、そのあたりは入れなかった経緯とかもあったら教えていただきたいなと思います。

安部子ども政策課長

ご意見ありがとうございます。こちらについては、現状と課題ということで、データ的に記載をしているところで確かにとどまっておりますので、今ご意見いただきましたので、これを受けてどういった表記ができるかというのはちょっと検討させていただければというふうに思います。

小谷委員

ありがとうございます。よろしくお願いします。

齊藤部会長

そろそろ時間ですが、ほかにありますか。
高祖委員。

高祖委員

高祖です。

41ページの下のところなんですけれども、外国にルーツを持つ子供のことが書かれておりまして、これはもちろん進めたいなというふうに思うんですが、外国にルーツを持つ子供もそうですし、あと、ひとり親になった方々も、やっぱりこれもタブレットはありますとか、通訳を派遣しますとかというだけだと、なかなかそこにアクセスしづらいと思うんですね。なので、離婚ということになってひとり親になったよとか、あとは外国籍の方が足立区に住むよということが分かった時点で、プッシュ型の支援というところもぜひやっていっていただきたいなというふうに思います。要望ということだと思います。

齊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、この案のとおり進めていくというところでご異議ありませんでしょうか。

では、異議なしとして進めさせていただきます。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項1、令和5年度あだちっ子歯科健診の実施結果についてを安部子ども政策課長より説明をお願いします。

安部子ども政策課長

子ども政策課長の安部でございます。

資料3ページをお開きください。

令和5年度あだちっ子歯科健診の実施結果についてということで、足立区では、虫歯が増えやすい年少児から年長児の全てのお子さんを対象に、あだちっ子歯科健診という

ものを実施をしております。虫歯の予防及び早期治療につなげることを目的にしておりますが、令和5年度の実施結果がまとまりましたので、ご報告をさせていただくものです。

まず、施設の参加率と健診受診率ということで、基本的にこれは各保育施設、幼稚園等に歯医者さんに来てもらって健診をしております。

施設の参加率につきましては、認可保育園、私立幼稚園等になりますが、7年連続100%ということで、216施設全てにご協力をいただいております。

実際のお子さんの受診率についてですが、こちらは98.6%ということで、おおむね98%強という形で推移をしております。当日、健診の日にどうしてもお休みの子とかがいらっしゃいますので、なかなか100%にはならず、大体このぐらいの数で推移をしているというものでございます。

続いて、下のグラフをご覧いただきたいんですが、認可保育園に通われている方とは別に、認可外であるとか、区外の施設であるとか、未通園の方がいらっしゃいます。そのことについてもグラフでまとめをさせていただいております、こちらが未通園児等という方については29.9%、区外通園については8.5%という形で、ほかの施設、普通に認可保育園等に通われている方に比べると、かなり割合は低いという現状になっております。

めくっていただいて、4ページです。

ここからが健診の結果及び分析ということで、(1)健診結果でございますが、ありがたいことに、虫歯のある子の割合については毎年右肩下がりです。下がってきていて、今年度も前年度と比較すると、全学年でマイナスという形になってございます。

(2)の分析から見えた課題ということで、

今回あえて2つ挙げさせてもらっております。

1つ目が、未処置の虫歯がある子供の割合が増加ということで、図3をご覧いただきたいんですが、こちらクラスごとに、未処置の虫歯のある子供の割合をグラフにしているものでございますが、特に左肩の濃くなっているところですね、ここは5本以上の未処置の虫歯ある子の割合になるんですが、こちらについては、始まった27年当時に比べると半分以下になってはいるんですけれども、前年度と比較すると、横ばいであったり微増という形で、ちょっと下げ止まりの傾向があるかなというふうに考えております。

続いて、5ページです。

今度は2で、教育・保育施設における虫歯の罹患率の二極化ということで、この図の4のグラフは、施設ごとに虫歯のある罹患率を棒グラフにして少ない順に並べたものです。左側の何もなしのところはいわゆる虫歯がない園、虫歯があるとちょっとグラフが立ってきて、右に行くほど虫歯の割合が高いよという形になっております。

これをご覧いただくと、年少児は虫歯のない園も半分近くあり、グラフ自体が低い山になっているんですけれども、年齢が進むにつれて虫歯がない園も減っていき、グラフも大きくなってきていると。要は虫歯の子が増えてきているという傾向がございますので、我々としたら、少なくとも何とか年少児ぐらいのグラフで3年間推移をさせたいなという思いで今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

今後の取組ということで、課題ア、イで2つ挙げさせてもらいましたが、それぞれ個別に勧奨をしながら、歯磨き教室であるとか、保護者、児童、園児に啓発をしていきたいというふうに考えております。

資料の説明は以上になりまして、続いて、ご質問いただいていたので、そちらについて回答させていただきます。

まず、田島委員からご質問をいただいております。

資料2-1の1ページをご覧ください。①の部分でございます。

先ほど、施設ごとに二極化が進んでいるというご説明を差し上げましたが、こちらに何かしら特徴があるんでしょうかというところと、あと、歯磨きをする施設が増えているということで、この虫歯の罹患率との関係があれば教えてくださいというところでございます。

こちらなんですが、正直に言ってしまうと、なかなかはっきりとした要因はないです。いつも同じ園がそうになっているとかそういうこともなくて、大きな地域差、共通の特徴というのも現時点では分からないかなというのが正直なところでございます。

ただ、あだちっ子歯科ではなくて3歳児健診のときも歯科健診をするんですけれども、そのときに若干特徴が出ているとすれば、一つは外国籍の方。外国籍の方はほかの方と比べると虫歯の罹患率は高いです。もう一つは多子世帯です。多子世帯の方は、やはり普通の世帯と比べると虫歯の率は若干高くなります。これはやっぱり上の子と同じおやつを下の子が食べると虫歯になりやすいであるとか、お子さんが多くなるとなかなか歯医者に行くのも大変だというところがあるので、そういった傾向が見られているのかなというのがございますので、年度ごとの入園の状況によっては、そういうことももしかしたら一つの原因にあるのかなというふうには思っております。

いずれにしても、田島委員のご意見にも書いてありますけれども、子供の歯磨きへの意

識づけを通して、子供の歯磨きへの行動が変わることが我々としても大切だと思っていますので、保護者の啓発はもちろん進めていくんですけども、保育施設等での歯磨きを通して、それをお家に持ち帰ってもらって、お子さんから進んで歯磨きをしてもらえるような習慣がつけられれば、おのずとこういった予防であるとか虫歯なしの傾向になっていくといいなというふうに我々も思っていますので、引き続きそういった取組をしていきたいというふうに考えております。

続いて、小林委員からもご質問をいただいております。別紙の2－3でございます。

こちら、足立区糖尿病対策アクションプランの歯科口腔保健対策編の一環とあるが、糖尿病と虫歯予防はどのように関連しているんですかという質問になります。

回答です。平成26年度から取り組んでいるところでございますが、いわゆる糖尿病についても生活習慣が大きく原因になるということで、よい生活習慣ができれば、糖尿病の予防にもつながるというふうに考えております。やはりよい生活習慣は、大人になってからではなくて、子供の小さいときからということを考えると、虫歯の予防であるとか、子供のうちから歯磨きの習慣を身につけるということも、行く行くはこの糖尿病の予防のところにつながるというふうに考えておりますので、子供の虫歯予防についても重点を置いて推進しているという形を取らせていただいております。

私からの説明は以上になります。

齊藤部会長

ありがとうございます。

次に、報告事項2、足立区民設学童保育室の選考状況についてを、蜂谷学童保育課長より説明お願いいたします。

蜂谷学童保育課長

改めまして、学童保育課長の蜂谷でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、民設学童保育室の選考状況について報告をさせていただきます。

資料の6ページをお開きください。

足立区では、待機児解消のために、民設の学童保育室の公募を行ったところでございます。特に待機の状況が深刻である12地域につきまして今回募集をさせていただきました。12地域につきましては、6ページの表にあるとおりでございます。

こちら12地域で募集をかけたところでございますけれども、結果、7事業者から応募がございました。うち、1番目の加平・東栗原小学校地域でございますが、7事業者のうち3事業者が1地域に重複してお申込みいただいたため、このうち1つしか選ぶことができないということで、1件こちらのほうで選定をさせていただいたところでございます。

そのほか、2番、3番、4番の地域につきましては1件ずつ応募がございまして、選定審査会の中で必要性が認められましたので、それぞれ認定をさせていただいたところでございます。

5番目の千住地域、千寿桜小学校地域でございますけれども、こちら応募があった後に、書類審査のほうのご提出がちょっと難しいというお話で、残念ながら応募者の方から辞退というご連絡がございましたので、結果、12地域のうち4地域につきまして、新たな民設学童保育室を来年4月から開設する運びという形になりました。

右側のほう、7ページのほうにそれぞれの地域の選定された事業者等が記載されてございます。各施設40名定員で設定してござ

いますので、来年4月からは新たに160名の定員の増ということが見込まれるところでございます。

逆に今回応募がなかった地域でございますけれども、今回この公募に際しまして事前に説明会を開いたところなんです、説明会のほうには、12地域に対して21の事業者が参加をいただきました。ただ、お申込みのほうは7事業者のみということでございましたので、応募がなかった地域、応募しなかった事業者にいろいろ聞き取りをさせていただきました。

そのところ、7ページの上のほう、(2)にあるんですけれども、応募がなかった理由としまして、この民設学童保育室は民間の賃貸物件を利用した開設ということを条件としておりますが、なかなかそれに見合う物件がなかったということでお話を聞いてございます。特にそれなりのスペースの物件は多々あるんですけれども、貸主さん、オーナーさんが、学童で使ってもらうのはちょっとどうかというようなお断り等が大変多くて、なかなか今回応募に至らなかったということをお話としては伺ってございます。

10ページ以降に、各選定された事業者の採点の詳細が記載されてございますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

報告事項は以上でございまして、ほかに事前にご質問をいただいておりますので、その回答をさせていただきたいと思っております。

まず、別紙2-1、田島委員からご質問いただきましたものでございます。ご質問ありがとうございます。

ご質問の内容でございしますが、民設学童保育室の公募について、7地域に応募がなかったとのことですが、待機児解消の代替案として何か考えていることはございますかというご質問でございします。

応募がなかった地域のうち、特に学童の需要が高い地域におきましては、できるだけ小学校の中の施設を活用した形で、既存の学童保育室の定員の拡大ということで今取り組んでいるところでございます。また、このほかにも、放課後の居場所として様々なところを今検討している最中でございまして、子供たちが放課後いられる場所の確保に今後も努めてまいりたいと思っております。

あと、もう一つご質問をいただいております。別紙2-3でございます。小林委員からご質問いただきまして、ありがとうございます。

下のほう、2番のご質問でございします。応募のない地区がある中で、6年度後期の公募は行わないのはなぜかということでございますけれども、今回、今説明もさせていただきましたけれども、公募のなかった地域、後期としてもう一回やるという選択肢もあったんですけれども、今回応募がなかった理由としては、取りあえず物件が見つからないということがかなり深刻な状況だというふうに認識しております。そのため、この民設の公募の手法ではなくて、後期の募集ではなくて、校内の学童の拡充という形で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございします。

齊藤部会長

ありがとうございました。

報告事項の説明が終わりましたので、この後は、報告事項と情報連絡事項を併せて質疑応答を行います。

ご質疑、ご質問等ありますでしょうか。

小林委員。

小林委員

小林です。よろしくお願いいたします。

学童保育室のことですけれども、私は千住地域に住んでおりまして、その地域の住区センターで学童保育課長とお会いしてお話しさせていただきましたが、今後は学校の中で公的なというふうにありましたけれども、実はこれ以外にも住区センターで学童とかが行われていまして、私の地区の住区センターの中の学童で、担っている保育者の方がどんどん辞めていかれるという事案がありまして、それで先日お会いしてお話を聞く場を設けさせていただいたんですけれども、そういう場合には、例えばこの小学校ではなくて、これは小学校、既存の学内ということが確保できないために、住区センターの中とかでも学童をやっているところが幾つかあると思うんですけれども、そうすると広げようがないのではないかなというふうに思ったことがあります。

それと、物件のことをおっしゃっていましたが、確かに家賃とかも、千住の地域とかは高いのではないかなと思うんですね。ですので、そういう中での応募された方へのバックアップとかフォローとかは特別に行われぬのかということをお聞きしたいです。

蜂谷学童保育課長

学童保育課長、蜂谷でございます。ご質問ありがとうございます。

今、住区センターの学童のお話が出ましたので、ちょっとこれまでの学童保育室の経緯をお話しさせていただくと、学校の中に学童をつくるという形で進めてきた自治体が多くある中で、足立区におきましては、地域の子供たちは地域で育てるという理念の下、住区センターの学童保育室を中心に発展してきた経緯がございます。

そういった中で、かなり地域の方々、職員の方々にご尽力いただきまして、いろいろな違う学校のお子さんとの交流であるとか、他学年との交流であるとか、非常にいい形で展開をしてきたところでありますけれども、今、住区センターは、学童の職員だけでなく、児童館、悠々館の職員も含めてなんですけれども、やっぱり高齢化が今進んでいるところで、職員の人材不足というのは区のほうにも何件も相談をいただいているところでございます。

今、住区センターの学童につきましては、区の直営ではなくて、住区センターの管理運営委員会のほうに委託という形を取っているので、人材の確保はどうしても運営委員会が主体となって確保策を進めていただくとところになるんですけれども、なかなかやっぱり町の方々の運営の中で人材の確保というのは難しいというお話を聞いておりますので、就職情報誌に載せるですとか、そういった手法につきましては、区のほうも住区推進課と連携してバックアップして、そういった人材の確保、不足が生じないように協力はしていきたいというところでございます。

今、校内学童も進めているというお話もさせていただいたんですけれども、今お話があった千住地域、特にかなり余裕がない学校が多くて、学童として使えない、スペースがないという学校も多々ございまして、そういったところは校内学童以外の手法でも考えなければいけないかなというところで、今検討しているところでございます。

もう1点、家賃の問題でございますけれども、今、制度としましては、国や都からの補助も含めまして、家賃25万円まで補助という形でさせていただいているところでございます。ただ、それではご指摘のとおり不足するところも多々ございますので、区独自に

その補助に上乗せをして、今、最大で45万円まで家賃補助はさせていただいているところでございます。

今、多くの民設学童のほうがこの制度を利用して賃貸物件で運営をしていただいているところなんです、今、区内に数十か所ある中で、その45万円、上限まで届いているお家賃のところは1件もございませんので、今取りあえず45万円という額は、今の中では何とかできる額なのかなという認識で今いるところでございます。

齊藤部会長

小谷委員。

小谷委員

関連してかどうかちょっと分からないんですが、こちらの先ほど歯磨きのところで、足立区が日本で最下位になってしまったのは結構何か心配というか問題というふうに考えていて、私、大学、今、小学校の教員養成と保育士の養成校にいますけれども、やはり10年ぐらい前だと先生になれるのはすごく、三、四人採用があればよかったのが、今本当に東京都の採用も1.1倍になっていて、それで今年も40人以上採用になっている状況になりまして、本当に多分先生が足りなくて、辞める分だけ、あと定年にもなっていると思いますが、かなり若い人材が、新規で採用されている教員がいっぱいいるということは、かなり歯磨きの小学校1年生の指導とか、そういうところとかも、でも本当に大変な状況が教育現場では起きていて、放課後の学童も学内で足りないというのは、多分特別支援級が必要になってきて教室が足りないんじゃないかなと想像がつくんですが、そのあたりも学校現場で先生に任せていては、多分この最下位というのは脱却と

いうかは難しいんじゃないかなと思っています。

それで、やはり大学現場も、今はAO入試というか、総合型選抜といって入試がほぼAOで、小論文と面接で入ってくるような学生が増えていますので、勉強をして入ってくる学生よりも増えて、そうじゃない人たちも、大学界が全体でそういう学生が増えていますので、教える立場の先生方のところが、ベテランの先生が新人を教えるのにも疲弊しているという状況だと思うので、本当にこの最下位を学校に任せるのではなくて、本当に区として地域全体でやる必要があるんじゃないかなとちょっと私は感じているんですけども、その点、虐待予防を含めてどうお考えなのかなと思いました。というか、一意見です。

本当に足立区、昨今お子さんが多い家庭もあると思うので、そういうところも含めて支援というか、地域全体で見ていくというのはいかがでしょうか。

齊藤部会長

ご意見いただきました。区のほうはどうですか。

安部子ども政策課長

ご意見ありがとうございます。子ども政策課でございます。

確かに、ご質問あった虫歯のところについては、年々下がっているんですけども、東京都全体で下がってきているので、なかなか下位を脱しきれず、今回、久しぶりに残念ながら最下位になってしまったというところがあります。

とはいえ、平均とのポイントは大幅縮まってきてはいるんですけども、学校に入っからの、歯磨きをどうするのかというのは、

我々としても、学校への入り方ですね、課題として認識はございます。学校の先生であるとか学校保健の先生とかいるんですけども、確かにそういうところにお任せしているというところはあるかなというふうに思っているのです、今後の課題かなと思っております。

ただ、我々、就学前の歯磨きに力を入れているというのは、やはり小学校に入る前から習慣として歯磨きの習慣をつけてもらいたいという考え方の下でやらせていただいているところもありますので、ここで学校に入る前に歯磨きはやるものだという習慣を持ってもらえれば、それは小学校に入ってから続くものなのかなというふうに考えておりますので、引き続き、我々は就学前を持っていますので、当然学校とも連携しましてやっていきたいというところと、あと虐待等に関しては、我々も歯科健診の結果は各園と共有はしておりますので、例えば虫歯が極端に、本当に極端な子は10個、15個とかありますので、そういったご家庭については、ちょっと園も通常の保育とか保護者対応に気をつけるであるとか、そういう取組をしながら、注意深く見るようにはしているというのが現状でございます。

小谷委員

確認なんですけれども、これって虫歯があっても治療している子は虫歯はないというカウントですよ。そうすると、小学校1年生で虫歯があれば、治療していれば減るということで間違いはないですか。なので、治療を、虫歯があって、治療すれば、だから、習慣がなくても小学校に入ったらすぐ治療に行って、虫歯がないということであれば、親御さんの意識でそこって治療すれば変わるような気がするんですけども、なので、学校の先生

と地域というか親御さんに、虫歯があっても、習慣がないから虫歯がじゃなくて……

楠山委員

子ども家庭部長です。

恐らくこの参考資料は、就学後に歯科健診を学校でやるじゃないですか。あの時に引っかかっている子供の割合だと思います。だから、その後、治療したかどうかはちょっとここに反映していないんですけれども、当然この子たちは治療しないといけないお子さんたちだというふうな認識です。

小谷委員

ですから、それを就学前からというか、その前から親の知識が高ければ治療しているという。

楠山委員

まあそうですね、この健診前に治療して完治していればそこで引っかかってこないの

小谷委員

という、そこの啓発というか、親御さんをもっと磨いてあげましょうみたいな、地域の活動というのが必要なんじゃないかなとちょっと思ったんです。学校側ではなく、親御さんの意識を変えるということが必要なんじゃないかなと思いました。意見です。ありがとうございます。

齊藤部会長

片野委員。

片野委員

片野です。

私はちょっと学童のことをお尋ねしたい

んですけれども、9ページの(3)の、今回応募がなかった地域の対応についてのところで、3番で、小学校近隣の公共施設を活用した子供の居場所拡大を検討というふうに書かれておりますけれども、この夏休みに、まさにこのうちの公共施設を活用したということを実際にやられたと思うんですが、この結果から出ていることで分かることとかいうことがあるのか、あった上で今後どうしていくという展開があればお聞かせいただきたいんですが。

蜂谷学童保育課長

学童保育課長でございます、ご質問ありがとうございます。

小学校近隣の公共施設を活用したというところで、今年度、夏休みに地域学習センターを開放させていただきまして、子どもたちの居場所の確保ということでやらせていただきました。今年度の実施結果に基づいて、また次年度もできるだけ継続のほうで今考えているところでございますけれども、ほかに学童の待機児対策として何かできないかというのは、地域学習センターに限らず、様々な施設のほうに今打診をしているというか、検討しているところでございまして、明確にここでということはちょっと申し上げられないんですけれども、あらゆる可能性を否定せずに、今、待機児解消に向けて、活用に向けて今取り組んでいるところでございますので、またその詳細が決まりましたら、改めて報告はさせていただきますと思うところでございます。

片野委員

ちょうど私が関係しているところがこの手が挙がらなかったエリアでして、今、学童、住区センターの学童も児童館もぱんぱんな

状態なんですよ。これ以上もう受け入れられない、もう本当にぱんぱんという感じなので、スタッフの方も手が足りていませんし、やはり辞めていかれた後、補充ができないということをお聞きしました。

なので、どういう公共施設でどういう人が必要なのかということをもう少し住民に分かるような形で出していけば、もう少し若くて子育てが終わった方も手を挙げてくださるのかなと思って、なかなか児童館の職員、学童の方を募集していますとちっちゃく住区センターに貼ってあるだけなんです。なので、もう少しそういうふうにオープンにした募集をされたら、また違うんじゃないかなということをおもいました。

蜂谷学童保育課長

学童保育課長でございます。

先ほど小林委員からもお話ありました事例で申し上げたいんですけれども、やはりお話がございましたとおり、掲示板に人材募集をしてもなかなか見つからないというご相談をいただきました。多くの住区センターが掲示板等で地域の方々等に呼びかけてはいるんですけれども、その場合、区のほうでいろいろお手伝いさせていただきまして、情報誌のほうに掲載させていただきましたら、早くも4名の方の応募があったということをお聞きしています。やっぱり既存の手法にとらわれずに、いろいろなやり方で人材募集のほうを投げかけていきたいなと思っているんですが、何分やっぱり子供相手のお仕事でございますので、誰でもいいということではないので、やっぱり適任の方というのを探すのは本当に難しいことだと思っているんですけれども、取りあえず情報発信のほうは強めてまいりたいというふうに思っております。

齊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。

笠井委員。

笠井委員

中P連の笠井と申します。

まずは、歯の話に戻っちゃうんですが、ちょっと今日お聞きしたい部分が親としてありまして、小学校に入るまでというのは、幼稚園、保育園でそういった習慣を実際にうちの子も受けていました。いざ小学校になって、1年生でやらないんですね、給食食べた後。そのあたりはどんな感じになっているんでしょうか。

物江青少年課長

青少年課長です。

基本的には、給食の後に歯磨きをしていたきたいということで各学校にはお願いをしています。ただ、コロナの関係でそれが中止になっています。先ほどの放課後子ども教室もそうだったんですが、戻したいと思っています。なかなか戻せない現状があります。飛沫感染とか、距離を空ける中で、なかなか歯磨きまでは至らないということと、あと結構別の観点でいうと、給食をゆっくり食べさせてあげたいというようなお話もある中で、歯磨きの時間はなかなか確保できないという声も学校現場から聞いています。その辺のことを調整しながら、なるべく歯磨きはしていただきたいということで各学校にはお願いしています。

齊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、前回のこども支援専門部会で、

気になる子の判断基準について、私の質問でしたね、その回答を事務局からお願いしたいと思います。

支援管理課の加藤課長、お願いします。

加藤支援管理課長

支援管理課長でございます。よろしくお願いいたします。

別紙2－4をご覧くださいよろしいでしょうか。

発達支援の概要でございますが、下に図示させていただいているように、心理士、作業療法士による行動観察などを通して、気になる子というのを確認をしているという状況でございます。

私もこれ、実施結果という表を見ていただきたいんですが、令和4年も5年も62%、64%ということで、気になる子がこんなにいるのかということで正直びっくりしました。詳細を確認したら、64%の子が発達に課題があるというわけではなくて、この「気になる」というところが非常に重要だなと思いました。

私が聞いて具体的になるほどと思ったのは、4歳でスキップができる、できないという判断基準があるんですが、4歳でスキップできない子もこういうところに入ってくると。じゃ、園の中でスキップの練習してできるようになったよねという子も結構入ってきているので、64%の全ての子が発達に課題があるというものではなくて、例えば表の中の③園内の支援というのは、今言ったスキップの練習してみようかとか、あとは場面での、じゃご飯をちゃんと一緒に食べようか、ゆっくりじゃなくてちょっとスピード上げようかとか、そういうものも入っているんで、非常に高い割合になっているということでございます。

ただ、確かに、経年で見てみると、平成30年から令和5年までの間で、でこぼこはあるにしても、若干微増傾向であるというのは事実でございます。この気になる子と、気になるという部分で、なるべく課題を解決して、就学につなげていきたいという思いでこの調査をやっているというものでございます。特別何かすごく足立区が高いというものではございません。

以上でございます。

齊藤部会長

ありがとうございました。状況がよく分かりました。

「気になる」という言葉にやっぱり目が行ってしまうところはどうしても恐らくあると思うので、そういったところの正確な受け手側の受け止め方というのを配慮というか、その工夫というのはいろいろな場面が必要になるかなというふうに改めて思ったのと、今ご説明あったスキップのところは、今のご説明を聞くと、完全な経験不足ということなので、それを本当に気になるという枠組みの中に入れたほうがいいのかどうかということも含めて、表現の仕方というか、受け手側の受け止め方の誤解のない受け止め方というところはやっぱり大事なというふうに思いながら。でも、すごく丁寧に子供たちの発達を見てくださっているかなというのはよく分かりましたので、ありがとうございました。

齊藤部会長

ご質問が特になければ、ここで終了にさせていただきますけれども、よろしいですか。

中嶋委員

すみません。

齊藤部会長

はい。

中嶋委員

1件だけ。誰でも通園制度について、これから足立区が制度を構築するというふうに聞いたので、意見として取り入れていただければいいなというふうに思います。

その意見というのは、この制度の目的があくまで子供同士の交流の場を増やしたり発達を支援するということに重きを置こうとすれば、一時保育のとの違いは、保護者の都合で預かるのではなくて、子供の発達を促進するために預かるということなので、制度とすると、親子が別れなくて、例えば親子が一緒に参加できる、うちの保育園では体験保育という言い方をするんですけれども、親子が一緒に参加して、自分の子と同じくらいの子がどんなことができていて、自分の子がこの中に入っていった一緒に何かをやったり、いられるかどうかというところもできるはずなので、一時保育と同じように親子を分けて預かることにとらわれないで制度をつくっていただきたいなというふうに思います。意見です。

齊藤部会長

ほかにはよろしいですか。

では、ここで議事の終了とさせていただきます。貴重なご意見をいただきありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

安部子ども政策課長

齊藤部会長、ありがとうございました。

事務局から最後に連絡事項が4点ございます。

1 点目、次回の日程でございますが、12 月 19 日木曜日、午後 2 時から開催いたします。会場は本日と同様で特別会議室となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 点目です。本日の議事録についてですが、こちらは後日、委員の皆様へ送付させていただきます。内容等ご確認いただき、誤り等がございましたら事務局までご連絡をお願いいたします。

3 点目です。本日お車でお越しの方は、駐車券を用意しておりますので、出口で事務局職員にお声がけください。

最後、4 点目でございます。本日お配りしております第 2 期足立区子ども・子育て支援事業計画は、そのまま机の上に置いておいていただければと思います。

それでは、本日の子ども支援専門部会はこれで終了といたします。

本日はどうもありがとうございました。